○航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則

昭和43年4月16日 航空自衛隊達第13号
航空幕僚長 空将 大室孟

改正 昭和44年 7 月18日 航空自衛隊達第30号
昭和46年 2 月 3 日 航空自衛隊達第 2 号
昭和47年10月11日 航空自衛隊達第34号
昭和48年10月16日 航空自衛隊達第26号
昭和49年 4 月11日 航空自衛隊達第 9 号
昭和49年 6 月13日 航空自衛隊達第20号
昭和50年 9 月30日 航空自衛隊達第16号
昭和53年 2 月27日 航空自衛隊達第 3 号
昭和53年 3 月13日 航空自衛隊達第 8 号
昭和55年 3 月 3 日 航空自衛隊達第 2 号
昭和56年 2 月 7 日 航空自衛隊達第11号
昭和56年 3 月31日 航空自衛隊達第24号
昭和58年10月22日 航空自衛隊達第13号
昭和58年11月12日 航空自衛隊達第16号
昭和60年10月 9 日 航空自衛隊達第25号
平成 元年 2 月28日 航空自衛隊達第 4 号
平成 元年 3 月16日 航空自衛隊達第25号
平成 4 年 3 月27日 航空自衛隊達第 8 号
平成 4 年 4 月10日 航空自衛隊達第17号
平成 5 年 5 月31日 航空自衛隊達第22号
平成 6 年 2 月17日 航空自衛隊達第 5 号
平成11年 8 月 2 日 航空自衛隊達第24号
平成12年 9 月29日 航空自衛隊達第42号
平成12年12月11日 航空自衛隊達第53号
平成13年 9 月28日 航空自衛隊達第37号
平成17年11月18日 航空自衛隊達第30号
平成18年 3 月23日 航空自衛隊達第 7 号
平成18年 7 月26日 航空自衛隊達第35号
平成19年 8 月31日 航空自衛隊達第39号
平成20年10月17日 航空自衛隊達第34号
平成20年12月 1 日 航空自衛隊達第36号
平成21年 3 月26日 航空自衛隊達第 7 号
平成23年 8 月15日 航空自衛隊達第32号
平成26年 3 月24日 航空自衛隊達第22号
平成26年 8 月 1 日 航空自衛隊達第75号
平成27年 9 月30日 航空自衛隊達第31号
平成28年 1 月29日 航空自衛隊達第18号
平成29年 6 月23日 航空自衛隊達第27号
平成31年 2 月18日 航空自衛隊達第 2 号
令和 2 年 3 月25日 航空自衛隊達第10号
令和 3 年 3 月17日 航空自衛隊達第18号
令和 3 年 3 月31日 航空自衛隊達第42号
令和 4 年10月27日 航空自衛隊達第47号
令和 4 年12月15日 航空自衛隊達第55号

防衛庁所属国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和 40 年防衛庁訓令第 24 号）第 17 条の規定に基づき、航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則を次のように定める。

航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（登録報告）

目次

第１章　総則（第 1 条－第 5 条）
第２章　職責（第 6 条－第 9 条）
第３章 管理及び処分

第１節 配属（第 10 条）
第２節 取得（第 11 条）
第３節 所管換及び所属替（第 12 条）
第４節 配属換（第 13 条－第 16 条）
第５節 使用（第 17 条）
第６節 維持（第 18 条－第 20 条）
第７節 被害（第 21 条）
第８節 用途廃止（第 22 条・第 23 条）
第４章　記録（第 24 条－第 27 条）
第５章　報告（第 28 条－第 30 条）
第６章　雑則（第 31 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この達は、航空自衛隊に所属する国有財産（航空機）の取扱いに関し必要な事項を定め、もつて航空機及びその従物の管理及び処分を適正かつ、効果的に実施することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）航空機保有部隊等　航空機を装備する編制部隊及び機関をいう。

（２）部隊等　航空機保有部隊等並びにその指揮系統上の上級の部隊及び機関をいう。

（３）受領　国有財産となるべき物件の引渡しを受けるにあたり、関係書類及び図面と照合し、適格か否かを確認することをいう。

（４）管理　行政財産又は普通財産を取得し、維持し、保存し及び運用（行政財産の用途を廃止して普通財産に繰り入れることを含む。以下同じ。）することをいう。

（５）処分　行政財産の用途を廃止して取りこわし（教材に使用することを含む。以下同じ。）若しくは返還すること、又は普通財産を交換渡しし、売り払い若しくは譲与することをいう。

（６）配属換　配属指示に基づき、航空機保有部隊等から他の航空機保有部隊等へ航空機の配属を移すこと（新規に取得した航空機を航空機保有部隊等に新たに配属することを含む。）をいう。

（７）寄託　契約に基づき、航空機を航空自衛隊所属のまま部外の施設等に保管させ、又は修理改造等のため契約の相手方に引き渡すことをいう。

（８）供与航空機　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和 29 年条約第６号。以下「援助協定」という。）に基づくアメリカ合衆国政府の完成品計画により

無償供与された航空機をいう。

（９）従物　航空機の運用上これに付属するもので、航空機登録マスターガイド（各航空機のＪ．Ｔ．Ｏ　（航空自衛隊技術指令書をいう。以下同じ。）－21）に無印をもつて示され、国有財産として取扱うものをいう。

（航空機の国有財産における分類及び型式）

第３条　航空機は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号。以下「法」という。）第３条に規定する行政財産に分類する。ただし、法第８条及び国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号。以下「令」という。）第５条第１項第４号の規定に基づき用途廃止をした場合には、普通財産に分類する。

２　航空機の型式による区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）輸送

（２）特別電子装備

（３）戦闘

（４）空中給油

（５）偵察

（６）練習

（７）救難、捜索又は多用途

（機番号等の表示）

第４条　航空機には、第２数字と第３数字との間にダツシュを置いた６数字からなる機番号及び日の丸の標識を表示するものとする。

２　機番号の組成並びに機番号及び日の丸の標識の表示要領は、航空自衛隊所属航空機の標識、マーキング及び外面塗装の基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ　１－１－４）に定めるところによるものとする。

（航空機所属単位及び配属単位）

第５条 航空機の所属単位は、航空自衛隊とする。

２　航空機配属単位は、航空機保有部隊等又は航空機保有部隊等以外で航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が必要と認めたものとし、別表第１に示すとおりとする。

第２章 職責

（幕僚長）

第６条　幕僚長は、所属航空機に関する事務のうち次の各号に掲げる事務を行なう。

（１）取得、所管換、所属替、配属換、使用等の基本的事項等に関すること。

（２）処分の指示に関すること。

（３）部隊等における管理状況の検査、現況は握、監督及び指導に関すること。

（４）国有財産台帳の管理に関すること。

（５）受領官の任免に関すること。

２　前項第１号に掲げる事務の処理要領は、別表第２に示すとおりとする。

（航空機配属部隊等の長）
第７条　航空機配属単位の長（以下「航空機配属部隊等の長」という。）は、配属航空機に関し次の各号に掲げる事務を行なうものとする。
（１）管理及び現況は握に関すること。
（２）取得、所管換、所属替、配属換、使用及び寄託の実施に関すること。
（３）用途廃止の上申及び処分の実施に関すること。
（４）被害報告に関すること。
（５）証書（第 27 条に規定する指示に関する書類をいう。）の保管、補助簿等の記録及び報告（前号に掲げるものを除く。）に関すること。
（６）航空機取扱主任及び受領官の任免に関すること。
（７）前各号に掲げるもののほか、管理に必要な事務に関すること。
（航空機取扱主任）
第８条　航空機配属部隊等の長は、航空機取扱主任を命ずる場合には、通常、整備主任をもつて充てるものとする。
２　航空機取扱主任は、航空機配属部隊等の長の命を受け、前条（第６号を除く。）の事務に関し当該部隊等の長を補佐するものとする。
（受領官）
第９条　航空機配属部隊等の長は、受領官を命ずる場合には、幕僚長が指名する場合を除き所属の操縦幹部又は整備幹部をもつて充てるものとする。ただし、防衛装備庁の調達に係る新造又は購入の航空機にあつては調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和 44 年防衛庁訓令第 27 号）第４条第２項に規定する検査官に、受領官を兼ねさせることができる。
２　前項の規定により受領官を命ぜられた者は、防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（以下「訓令」という。）第７条の規定に基づき、幕僚長から受領官を命ぜられたものとみなす。
３　受領官は、航空自衛隊が航空機の購入、新造、寄付、所管換及び所属替により引渡しを受ける場合、その受領を行うものとする。

第３章　管理及び処分

第１節　配属

（配属機数）
第 10 条　幕僚長は、航空機配属部隊等の長に航空白衛隊年度業務計画細部計画により配属機数を年度ごとに指示する。

第２節　取得

（受領）
第 11 条　幕僚長及び航空機配属部隊等の長は、購入、新造、寄付、所管換及び所属替に係る航空機を受領する場合には、受領官が適格と認めたものでなければ引渡しを受けては

ならない。

２　受領官は、航空機を受領した場合には、別紙様式第１に定める航空機受領調書を作成し、幕僚長及び航空機配属部隊等の長に提出するものとする。

第３節　所管換及び所属替

（所管換及び所属替の実施要領）

第 12 条　航空機の所管換及び所属替は、幕僚長の指示に基づき、航空機配属部隊等の長が行なうものとする。

２　航空機の所管換及び所属替の処理要領は、そのつど別に示す。

第４節　配属換

（配属換の種類）

第 13 条　航空機の配属換は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める場合に行うものとする。

（１）修理配属換　要修理航空機を修理担任する補給処又は他の航空機保有部隊等に送付する場合

（２）返送配属換　修理配属換で送付された航空機を、修理完了後修理のため差出した航空機保有部隊等に返送する場合

（３）指揮配属換　航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官（以下「航空総隊司令官等」という。）が任務上特に必要と認め、任務終了後は差出部隊等に配属換する条件のもとに、臨時にそれぞれの隷下の航空機保有部隊相互間において配属換する場合。ただし、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第６章に規定する行動時及び当該行動の準備段階並びにこれらの演習訓練（以下「事態等」という。）においては、航空総隊司令官等が任務上特に必要と認め、任務終了後は、差出部隊等に配属換する条件のもとに、幕僚長の指示する要領により、それぞれの隷下の航空機保有部隊のうち、複数部隊間で臨時に配属換する場合

（４）指令配属換　幕僚長の指示により前各号以外の理由により配属換する場合

（配属換の指示又は通知）

第 14 条　航空機の配属換の指示又は通知は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定めるものについて行うものとする。

（１）補給本部長　幕僚長の示す計画に基づく要修理航空機の修理配属換及びその返送配属換

（２）航空機を発送する側の航空機保有部隊等の長　他の航空機保有部隊等に基地整備を委託する要修理航空機の修理配属換及び整備を委託された航空機の返送配属換

（３）航空総隊司令官等　指揮配属換

（４）幕僚長　指令配属換

２　航空総隊司令官等は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める措置を講じるものとする。

（１）事態等を除き、それぞれの隷下の航空機保有部隊相互間で臨時に行われる指揮配属換のうち、その期間が３か月を超えるものについては、幕僚長の承認を受けるものとする。

（２）事態等における複数部隊間での指揮配属換は、緊急的に実施する必要があり、かつ、幕僚長の指示を待ついとまがなく、幕僚長の指示によらずに実施した場合には、その処理を行った後、速やかに次条第１項各号に掲げる事項を付して幕僚長（整備・補給課長気付）に申請し、承認を受けるものとする。

（３）航空総隊司令官は、航空総隊司令官直轄の航空機保有部隊等相互間に係るもの以外の指揮配属換を行う場合には、航空方面隊司令官を通じて行うものとする。

（配属換の指示要領）

第 15 条　前条第１項各号に掲げる者は、配属換の指示又は通知を行なう場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして行なうものとする。

（１）配属換の種類

（２）機種、型式、機数及び機番号

（３）発送部隊等名及び引渡場所

（４）受領部隊等名

（５）引渡期日

（６）輸送担当部隊等名

（７）輸送方法

（８）その他必要な事項

２　前項の規定は、配属換に係るもの以外の指示（通知）を行なう場合にも準用するものとする。

（航空機配属換票の作成等）

第 16 条　航空機配属部隊等の長は、配属換する航空機を引き渡す場合には、航空機１機ごとに別紙様式第２に定める航空機配属換票を作成して行うものとし、写１部を幕僚長（整備・補給課長気付）に送付するものとする。

第５節　使用

（使用）

第 17 条　部隊等の長は、配属航空機を航空自衛隊以外の防衛省所属の部局に使用させ又は防衛省所属の他の部局に所属する航空機を使用しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を付して幕僚長（整備・補給課長気付）に申請しなければならない。

（１）使用先

（２）機種、型式、機数及び機番号

（３）使用期間及び使用場所
（４）使用理由
（５）その他必要な事項

第６節　維持

（整備）

第 18 条　航空機配属部隊等の長は、航空機を常時適正な状態に整備し、維持するものとする。

２　航空機の整備は、航空自衛隊装備品等整備規則（昭和 46 年航空自衛隊達第 10 号）に定めるところにより実施するものとする。

（寄託）

第 19 条　航空機の寄託及び寄託目的完了後の受領は、幕僚長の指示又は幕僚長の示す計画若しくは指示に基づく補給本部長の指示により、航空機配属部隊等の長が、次の各号に掲げる要領により行うものとする。

（１）寄託に当たつては、各地方防衛局調達部長、各支局長又は各防衛事務所長と調整の上、別紙様式第２に定める航空機受渡票を作成し、航空機に当該受渡票を付して契約の相手方に引き渡すものとする。この場合同票の受領部隊等は契約の相手方、受領部隊等の長は契約の相手方の代表者と読み替えるものとする。

（２）寄託目的完了後の航空機の受領は、納品書・（受領）検査調書によるものとし、第 11 条に規定する受領の要領に準じて行うものとする。この場合において、契約の相手方に対する航空機の引渡部隊等の長と受領部隊等の長と異なるときは、受領部隊等の長は、引渡部隊等の長に納品書・（受領）検査調書の写しを送付するものとする。

（従物の取扱い）

第 20 条　航空機配属部隊等の長は、航空機の所管換、所属替、配属換、寄託及び航空自衛隊以外の防衛省所属の部局に使用させる場合には、引渡し又は受領の都度従物等の点検を行うものとする。

２　航空機配属部隊等の長は、従物が正常損耗若しくは損傷のため使用不能になつた場合、又は亡失した場合には、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和 43 年航空自衛隊達第 35 号）第 12 条第１号に規定する航空自衛隊物品管理補給手続（以下「補給手続」という。）に定めるところにより物品供用官又は物品取扱主任から代替供用を受けるものとする。ただし、正常損耗以外の理由により供用を受ける場合には、別紙様式第３に定める航空機従物（部品）亡失（損傷）通知書を作成して処理するものとする。

３　航空機配属部隊等の長は、従物が航空機登録簿の記載品目から除外され若しくは追加された場合又は従物を修理のため外部の契約の相手方に引渡す場合には、物品供用官又は物品取扱主任を通じて物品出納官又は物品出納主任に戻入又は供用の手続を行なうものとする。

４　航空機配属部隊等の長は、短期間で返送される修理配属換、指揮配属換又は寄託の指

示を受けた場合には、当該航空機とともに配属換又は寄託する従物について配属換先航空機配属部隊等の長又は寄託先（契約の相手方）と協議するものとする。

第７節　被害

（被害のあつた場合の処置）

第 21 条　幕僚長及び航空機配属部隊等の長は、天災その他の事故により航空機を滅失又は毀損した場合には第 30 条の規定に基づき処置するほか、次項及び第 3 項に規定する要領により処置するものとする。

２　海没、破壊等により滅失したものにあっては、幕僚長は、当該事実発生の時をもって、当該航空機を国有財産から削除するとともに、航空機配属部隊等の長に、航空機の配属の取消について指示するものとする。この場合において、墜落等により機体等が残っているときは、航空機配属部隊等の長は、その処置について幕僚長の指示があるまで当該航空機を保管するものとする。

３　毀損により航空事故の調査及び報告等に関する達（昭和 60 年航空自衛隊達第 25 号）に基づく航空事故調査委員会による調査が実施されるもの（可能性があるものを含む。）にあっては、航空機配属部隊等の長は、当該航空機の整備に関する幕僚長の指示に基づき所要の処置を行うものとする。この場合において、基地整備で修復を行う航空機の部品の代替供用を受けようとするときは、別紙様式第３に定める航空機従物（部品）亡失（損傷）通知書を作成して処理するものとする。

４　航空機配属部隊等の長は、航空機の被害が第三者の行為によりなされ、債権が発生したことを知ったときは、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条に基づき、遅滞なく、債権が発生したこと等を、航空幕僚監部又は航空方面隊司令部の歳入徴収官に通知するものとする。

第８節　用途廃止

（用途廃止の手続）

第 22 条　航空機配属部隊等の長は、配属航空機が次に掲げる各号に掲げる場合に該当し用途の廃止に関して幕僚長の指示があったとき、又は不測の衰朽その他理由により航空自衛隊の航空機として使用に耐えないものと認めたときは、遅滞なく用途の廃止について別紙様式第４に定める航空機用途廃止上申書により幕僚長（整備・補給課長気付）に上申するものとする。

（１）業務計画等で用途の廃止が定められている場合

（２）使用に耐えなくなり、かつ、転用の必要がない供与航空機（転用を希望したが、アメリカ合衆国政府の同意が得られなかったものを含む。）を返還する場合

（３）天災その他の事故により修理不能で取り壊す場合

（４）衰朽その他の事由により使用することが不適当な場合

２　幕僚長は、前項による上申があった場合には、次の各号に掲げるところにより措置するものとする。

（１）防衛省所管国有財産取扱規則（平成 18 年防衛庁訓令第 118 号。以下「取扱規則」という。）第 22 条の規定に基づく用途の廃止の手続を要するものについては、訓令第 6 条の規定に基づく防衛大臣の承認及び指示により当該航空機の管理及び処分に関する事務処理を行う。

（２）訓令第６条の規定に基づき取壊しの目的による用途の廃止の手続を要するものにあっては、当該規定に基づく申請を行い、防衛大臣の承認があった場合（供与航空機又は援助協定による共同経費分担計画に基づいて生産された航空機にあっては、援助協定第１条第２項の規定に基づく転用に対するアメリカ合衆国政府の同意を得た後防衛大臣の承認があったとき）には、航空機配属部隊等の長に当該航空機を物品に編入するよう指示するとともに、当該航空機を国有財産台帳から削除するものとする。

３　航空機配属部隊等の長は、前項の規定による幕僚長の指示があった場合には、当該航空機を次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

（１）令第５条第１項第４号に該当する普通財産として管理及び処分するものにあっては、幕僚長の細部指示によるものとする。

（２）物品に編入するものにあっては、関係分任物品管理官に送付するものとする。この場合状況により一般供用官を経る返納票による送付又は部品取り等のため整備隊等を経る送付のいずれかによるものとする。

（供与航空機の返還の手続）

第 23 条　幕僚長は、前条第１項第１号又は第２号に掲げる場合に該当して用途廃止し、アメリカ合衆国政府に返還しようとする供与航空機に関する訓令第６条の規定による防衛大臣への申請を行つた場合において、防衛大臣の承認があつたときには、当該航空機を返還するまでの管理要領その他の返還に必要な事項を関係部隊等の長に指示するものとする。

２　供与航空機の返還の実施要領は、この達に定めるもののほか補給手続の無償供与物品の不用決定に関する規定を準用するものとする。

第４章　記録

（国有財産台帳）

第 24 条　法第 32 条に基づく国有財産台帳は、航空幕僚監部（装備計画部整備・補給課）に備え付けるものとする。

２　国有財産から削除された航空機の台帳は、破棄することなくそのまま保管するものとする。

（主要設備及び属具）

第 25 条　国有財産台帳を維持する場合における主要設備及び属具の記載については、次の各号に掲げるところによるものとする。

（１）主要設備には、別表第３に掲げるものを記載する。

（２）属具には、航空機登録マスターガイド（各航空機のＪ・Ｔ・Ｏ－21）に記載されて

いる従物のうち、別表第３に掲げるもの以外のものを記載する。

（補助簿）

第 26 条　航空機配属部隊等の長は、国有財産台帳の補助簿として配属航空機１機ごとに次の各号に掲げる補助簿を維持するものとし、その様式、記載要領等は航空自衛隊航空機等整備基準（Ｊ・Ｔ・Ｏ 00－10－２）に定めるところによる。

（１）航空機登録簿

（２）航空機履歴簿

（３）航空機飛行記録及び整備記録

（４）その他必要な記録簿

（証書の維持）

第 27 条　航空機配属部隊等の長は、航空機の購入、新造機等の受領、所管換、所属替、配属換、引継、返還、用途廃止、寄託等の指示又は通知に関する書類（以下「証書」という。）を、次の各号に掲げる要領により維持するものとする。

（１）証書には証書番号を付与するものとする。

（２）証書番号の付与等の状況を明らかにしておくため、別紙様式第５に定める航空機証書台帳を備えるものとする。

（３）証書番号は、Ａを冠した年度を表わす数字と、会計年度ごとに１から始まる一連番号をダッシュでつないだものとする。

（４）証書は、100 番ごとにとじて保管するものとする。この場合において当該証書に関連する航空機受領調書、納品書・（受領）検査調書、航空機受渡票、航空機配属換票等があるときには、当該証書と一括のうえとじるものとする。

（５）前号によりとじた各つづりは、年度ごとにまとめ、年度終了後５年間保管するものとする。

第５章　報告

（取得報告）

第 28 条　航空機配属部隊等の長は、購入、新造若しくは寄付又は所管換若しくは所属替により航空機を取得した場合には、受領後ただちに航空自衛隊航空機等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ　00－10－２）に定めるところにより報告するものとする。

（航空機使用状況等報告）

第 29 条　航空機配属部隊等の長は、配属航空機の使用、配属換又は寄託の状況を航空自衛隊航空機等整備基準（Ｊ．Ｔ．Ｏ　00－10－２）に定めるところにより報告するものとする。

（航空機被害報告）

第 30 条　航空機配属部隊等の長は、配属航空機の滅失若しくは毀損による損害見積価格が 500 万円を超える場合又は用途廃止の可能性がある場合には、別紙様式第６に定める航空機被害報告をもってその事実の生じた日から 20 日以内に幕僚長（整備・補給課長気付）

に報告するものとする。この場合において、全部について報告できないときは、その理由及び報告できる事項について報告し、その他の事項については判明次第報告するものとする（報告統制章号14－Ｓ39－ＡＲ（Ｃ－２））。

２　訓令第８条第２項に規定する損害見積価格は、別表第４に定めるところにより算出するものとする。

第６章　雑則

（規定の委任）

第31条　部隊等の長は、この達に定めるもののほか、この達の実施の細部に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

１　この達は、昭和43年 7 月 1 日から施行する。

２　航空自衛隊航空機管理規則（昭和37年航空自衛隊達第25号）は、廃止する。

附 則（昭和44年 7 月18日航空自衛隊達第30号）

この達は、昭和44年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 2 月 3 日航空自衛隊達第 2 号）

この達は、昭和46年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日航空自衛隊達第34号）

この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年 4 年11日航空自衛隊達第 9 号）

この達は、昭和49年 4 月11日から施行する。

附 則（昭和49年 6 月13日航空自衛隊達第20号）

この達は、昭和49年 6 月13日から施行する。

附 則（昭和50年 9 月30日航空自衛隊達第16号）

この達は、昭和50年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 2 月27日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、昭和53年 2 月27日から施行する。

附 則（昭和53年 3 月13日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、昭和53年 3 月31日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月 3 日航空自衛隊達第 2 号抄）

この達は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 2 月 7 日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和56年 2 月10日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日航空自衛隊達第24号）

この達は、昭和56年 3 月31日から施行する。

附 則（昭和58年10月22日航空白衛隊達第13号）
この達は、昭和58年10月22日から施行する。
附 則（昭和58年11月12日航空自衛隊達第16号）
この達は、昭和58年11月15日から施行する。
附 則（昭和60年10月 9 日航空自衛隊達第25号抄）
この達は、昭和60年10月 9 日から施行する。
附 則（平成元年 2 月28日航空自衛隊達第 4 号抄）
この達は、平成元年 2 月28日から施行する。
附 則（平成元年 3 月16日航空自衛隊達第25号）
この達は、平成元年 3 月16日から施行する。
附 則（平成 4 年 3 月27日航空自衛隊達第 8 号）
この達は、平成 4 年 3 月31日から施行する。
附 則（平成 4 年 4 月10日航空自衛隊達第17号）
この達は、平成 4 年 4 月10日から施行する。
附 則（平成 5 年 5 月31日航空自衛隊達第22号）
この達は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。
附 則（平成 6 年 2 月17日航空自衛隊達第 5 号）
この達は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。
附 則（平成11年 8 月 2 日航空自衛隊達第24号）
この達は、平成11年 8 月 3 日から施行する。
附 則（平成12年 9 月29日航空自衛隊達第42号）
この達は、平成12年10月 6 日から施行する。
附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）
この達は、平成13年 1 月 6 日から施行する。
附 則（平成13年 9 月28日航空自衛隊達第37号）
この達は、平成13 年 9 月28日から施行する。
附 則（平成17年11月18日航空自衛隊達第30号）
この達は、平成17年11月18日から施行する。
附 則（平成18年 3 月23日航空自衛隊達第 7 号）
この達は、平成18年 3 月23日から施行する。
附 則（平成18年 7 月26日航空自衛隊達第35号抄）
この達は、平成18年 7 月31日から施行する。
附 則（平成19年 8 月31日航空自衛隊達第39号抄）
この達は、平成19年 9 月 1 日から施行する。
附 則（平成20年10月17日航空自衛隊達第34号）
この達は、平成20年10月17日から施行する。

附 則（平成20年12月1日航空自衛隊達第36号）
この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。
附 則（平成21年3月26日航空自衛隊達第7号）
この達は、平成21年3月26日から施行する。
附 則（平成23年8月15日航空自衛隊達第32号）
この達は、平成23年8月15日から施行する。
附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第22号）
この達は、平成26年3月26日から施行する。
附 則（平成26年8月1日航空自衛隊達第75号）
この達は、平成26年8月1日から施行する。
附 則（平成27年9月30日航空自衛隊達第31号）
この達は、平成27年10月1日から施行する。
附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第18号）
この達は、平成28年1月31日から施行する。
附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）
この達は、平成29年7月1日から施行する。
附 則（平成31年2月18日航空自衛隊達第2号）
この達は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月25日航空自衛隊達第10号）
この達は、令和2年3月26日から施行する。
附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号）
この達は、令和3年3月18日から施行する。
附 則（令和3年3月31日航空自衛隊達第42号）
この達は、令和3年3月31日から施行する。
附 則（令和4年10月27日航空自衛隊達第47号）
この達は、令和4年10月27日から施行する。
附 則（令和4年12月15日航空自衛隊達第55号）
この達は、令和4年12月15日から施行する。

別表第１（第５条関係）

航　空　機　配　属　単　位	第２航空団
	第３航空団
	第６航空団
	第７航空団
	中部航空方面隊司令部支援飛行隊
	第５航空団
	第８航空団
	第９航空団
	警戒航空団
	航空救難団
	偵察航空隊
	第１輸送航空隊
	第２輸送航空隊
	第３輸送航空隊
	飛行点検隊
	特別航空輸送隊
	第１航空団
	第４航空団
	第11飛行教育団
	第12飛行教育団
	第13飛行教育団
	飛行開発実験団
	第１術科学校
	第２補給処
	自衛隊法（昭和29年法律第 165 号）第22条第2項の規定に基づき臨時に編成された特別の部隊のうち、幕僚長が指定する部隊

備考：西部航空方面隊司令部支援飛行隊、航空戦術教導団及び飛行教育航空隊は、それらの装備航空機が増加配属されている各配属単位に含まれる。

別表第２（第６条関係）

幕僚長の行う取得等（配属換を除く。）事務の処理要領

項目 / 処置事項 / あて先等		取得	所管換		所属替			用途廃止	防衛省所属部局間の使用	被害報告（五百万円以上損害見積価格）	亡失報告	改造報告	現況報告	国有財産見込現在額報告書	国有財産増減及び現在額報告書	国有財産増減及び現在額計算書	国有財産無償貸付状況報告書	国有財産無償貸付状況計算書
			受けようとする場合	協議に同意しようとする場合	当該航空機が、装備品等の制式に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）により当該部局長が監督する自衛隊の部隊の使用に供することが認められているとき	他から受けようとする場合	所属替予定日に行わなかった場合											
会計検査院長	提出又は報告										○					○		○
防衛大臣	報告又は送付	○			○		○		○	○		○	○	○	○		○	
	経由															○		○
	申請承認		○	○		○		○										
幕僚長	発議等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
所轄財務局長等	協議		○															
報告等の期限		取得後30日以内	その都度						その都度	直ちに	直ちに	その都度	翌月10日まで	当該年度9月15日まで	翌年度5月30日まで	証明期間経過後120日以内	翌年度5月30日まで	証明期間経過後120日以内
根拠		規第29条 訓第3条	規第14条 規第27条	規第14条	訓第4条	訓第4条	訓第4条	訓第6条	規第20条	規第32条 訓第8条	規第32条 訓第8条	訓第9条	訓第10条	規第43条	規第42条	規第41条	規第44条	規第41条

注：規は取扱規則を、訓は訓令を示す。

別表第３（第２５条関係）

主 要 設 備 の 区 分 及 び 細 分

区分	細　　分	区分	細　　分
補助動力装置	補助動力装置	通信設備	機内通話装置 無線通信装置
操縦設備	自動操縦装置	航法設備	自動方位測定装置 タカン装置 ローラン装置 ドップラー航法装置 マーカービーコン装置 自立航法装置 電波高度計
保安設備	防除氷装置 防火装置 酸素装置 空気調節装置 緊急脱出装置 制動さん装置	武装設備	射撃管制装置 搭載武器 搭載武器関連装置
救難設備	救助用ホイストカーゴスリング装置 救命浮舟投下装置	捜索妨害設備	味方識別装置 電波妨害装置 搭載データリンク受信装置

別表第４（第３０条関係）

区　　分	算出式	備　　考
滅失した場合	Ａ＝Ｖ	処分可能なものがある場合は、Ｖ’を控除する。
毀損した場合	Ａ＝Ｂ×Ｄ	Ｄについては、必要の都度、別に示す。

注：１　Ａは、損害見積価格を示す。

２　Ｂは、毀損前の状態にするために必要な経費の額を示す。

３　Ｄは、毀損前の状態における残存率を示す。

４　Ｖは、滅失又は毀損前の状態における評価額を示す。

５　Ｖ’は、滅失又は毀損後の状態における評価額を示す。

別紙様式第１（第１１条関係）

航　空　機　受　領　調　書

次の表の航空機は、引渡しに関する書類及び図面等と照合し、国有財産として適格とみとめる。

記

<table>
<tr><td colspan="3">機　種　・　型　式</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">数　　量</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">調 達 要 求 番 号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">製 造 会 社 名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">機体番号（製造番号）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">受　領　場　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="3">受　領　年　月　日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">要目</td><td rowspan="2">機体</td><td>機　　造</td><td>胴　　体</td><td></td><td>翼</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>全　　長</td><td></td><td>全　　幅</td><td></td><td>全　　高</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">発動機</td><td>型　　式</td><td colspan="2"></td><td>巡航速度</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出　　力</td><td colspan="2"></td><td>全備重量</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

令和　　年　　月　　日

国有財産（航空機）受領官

官職　　階級　　氏名（　署　名　）

添付書類：

注：１　添付書類には、図面等の目録を添付する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第２（第１６条、第１９条関係）

航空機　配属換受渡　票	根拠（発簡番号及び日付）　　作成日付

1　航空機受渡票として使用する場合には配属換の文字をまつ消する。
2　Ａ欄に掲げる記録簿等は、航空機とともに引渡さなければならない。
3　航空機を受領し輸送するパイロットはＡ欄に掲げる記録簿等を自ら点検し下記受領欄に署名しなければならない。
　発送部隊はパイロットが署名後に１部控えを保管する。
4　受領部隊等は航空機を引渡された場合には、Ａ欄に掲げる記録簿等を点検し、下記のＨ欄に各品目の数量を記入しなければならない。
5　チェック欄に記録簿引渡の際に使用する。
6　本票の配布先
　正票　：受領部隊で保管する。
　写１票：空幕
　写２票：パイロット…輸送完了後輸送部隊で保管する。
　写３票：発送部隊へ返送する。
　　発送部隊は写しを受領後、控えを破棄する。
　写４票：上級部隊等の長
　注：陸送のときは、更に３部追加作成して輸送機関に送付する。

機種型式	機番号	契約番号	計画及び優先順位	飛行命令番号

航空機に取付けられている秘密区分資料

受領部隊等	受領場所

発送部隊	航空機配属部隊等の長（署名） 階　級　　氏　名	航空機取扱主任（署名） 階　級　　氏　名	引渡場所及び日付

	記録簿等 A	発送部隊等が航空機とともに引渡した数量 B	パイロットの受領した数量 C	チェック欄 入 D	出 E	入 F	出 G	受領部隊等が受領した数量 H	摘要 必要の場合は裏面使用のこと C
1	飛行記録及び整備記録 様式43-0041（ＤＤ　ＦＯＲＭ781）								
2	航空機登録簿 様式43-0041（ＤＤ　ＦＯＲＭ780）								
3	航空機履歴簿（機体） 様式43-0011（ＤＤ　ＦＯＲＭ829）								
4	航空機履歴簿（エンジン） 様式43-0011（ＤＤ　ＦＯＲＭ829）								
5	重量重心記録								
6	積載量調整計算尺 （CLASS2の航空機のみT01-1B-42参照）								
7									
8									
9									

輸　送　担　当　部　隊　等　の　受　領　証

1　標記の航空機及び上記Ａ欄の品目をＣ欄記載の数量、受領したことを証明する。

陸送の場合梱数重量容積及び貨車番号	輸送担当者（署名） 階　級　　氏　名	輸送の場合の輸送方法	日　付

受　領　部　隊　等　の　受　領　証

1　標記の航空機及び上記Ａ欄の品目をＨ欄記載数量、受領したことを証明する。

受領部隊等	航空機取扱主任（署名） 階　級　　氏　名	受領部隊等の長（署名） 階　級　　氏　名	日　付

注：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第３（第２０条、第２１条関係）

航空機従物（部品）亡失（損傷）通知書

番号

分任物品管理官
殿

下記従物（物品）を亡失（損傷）したので通知する。

令和　　年　　月　　日

物品供用官（物品取扱主任）	
亡失（損傷）者	

航空機配属部隊等の長　階級　氏　　名

項目番号	物品番号	品　名	単位	数量	単 価	金 額	亡失（損傷）の事実の詳細

注：１　番号は部隊等符号（航空自衛隊統計用符号表に示す６けたの英数字をいう。）、年度及び一連番号を記入する。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

別紙様式第４（第２２条関係）

発 簡 番 号
発簡年月日

航　空　幕　僚　長　　殿
（ 整 備 ・ 補 給 課 長 気 付 ）

航空機配属部隊等の長
階 級　　氏　　名

<table>
<tr><td colspan="10">航　空　機　用　途　廃　止　上　申　書</td></tr>
<tr><td colspan="2">機種・型式</td><td></td><td rowspan="2">航空機被害報　告</td><td>発簡番号</td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">注：下欄に書ききれない場合には、別紙として添付すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>発簡年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">航空機の履歴</td><td colspan="2">配属年月日</td><td>総飛行時間</td><td colspan="2">最終定期検査以後の飛行時間</td><td colspan="3">最終定期検査年月日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">改修通達</td><td colspan="2">実施記録の添付の有無</td><td rowspan="3">有　無
有　無</td><td rowspan="3">航空幕僚監部において記入</td><td>取得年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">未実施事項のリスト添付の有無</td><td>取得理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">価　　格（円）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">用途廃止を必要とする理由</td><td rowspan="4">目的</td><td rowspan="2">教材等の転用</td><td>名称及び転用時間</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>必要とする理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>用　　途</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>必要とする理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">航　空　機　の　現　状</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">欠　陥　状　況　等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他参考となる事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

航 空 機 の 機 番 号

発　簡　番　号

注：１　事故等の状況を示す写真を添付するものとする。
　　２　部数は２部とする。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第５（第２７条関係）

航　空　機　証　書　台　帳						
証　　書			航空機の受又は渡しの別	相　手　方	機種、型式、機番	備　　考
番号付与年月日	番　　号	つづり込み年月日				

注：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。

別紙様式第６（第３０条関係）

発簡番号：
年　　月　　日

航　空　幕　僚　長　　殿
（整備・補給課長気付）

航　空　機　被　害　報　告
（１４－Ｓ３９－ＡＲ）（Ｃ－２）

航空機配属部隊等の長　　階級　　氏　名
航空機取扱主任　　階級　　氏　名

機種型式		航空事故調査報告書	発簡番号		注：下欄に書ききれない場合には、別紙として添付すること。
			発簡年月日		

被害物件明細	主要部品等リスト	使用可能なもの	
		修理可能なもの	
		修理不能なもの：教材等転用可能見込のもの	
		修理不能なもの：転用不能なもの	
	従物の状況		
	損害見積価格		
復旧のために要する経費等	復旧費の見積額		
	復旧のための総直接工数見積		
	ワンタイムフライトに要する総直接工数見積		
	技術指令書に掲げる事項で未実施のものを実施する場合の総直接工数見積		
	その他関連する経費及び工数見積		
	復旧のための要整備事項の大要		
	復旧作業	自隊整備能力の有無	
		修理担任を適当とする機関	
被害航空機の保全又は復旧のためとった応急処置			
事故の概要			
その他参考となる事項			

航空機の機番号	被害の程度	復旧の可否	事故発生年月日	発簡略号
		可能　不能		

注：１　航空事故調査未了の場合には、航空事故調査報告書の発簡番号及び発簡年月日は記入しない。
２　事故等の状況を示す写真を添付するものとする。
３　部数は２部とする。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長に使用する。